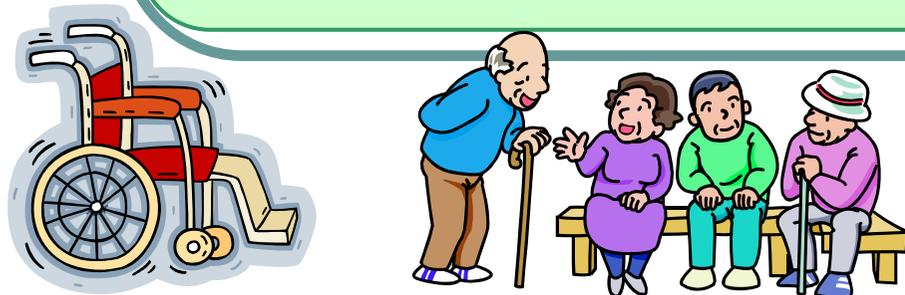


真心をこめてバリアフリー化を!!

官公庁におけるバリアフリー化の推進に関する行政評価・監視
《評価・監視結果に基づく通知に対する改善措置状況》

官公庁施設のバリアフリー化の推進を確保する観点から、三重行政評価事務所（所長：井上則雄）が平成18年8月から11月にかけて、三重県内における国の34庁舎の実態を調査し、関係機関の長に対して、平成18年12月1日に要改善事項を通知しました。（※通知内容の公表資料は当事務所のホームページに掲載しております）

このたび、この通知に対し、関係機関から回答がありましたので、その改善措置状況を公表するものです。



総務省三重行政評価事務所

【照会先】

評価監視官（桑原）

電話：059-227-6661

1 バリアフリー関係施設の整備

通知事項

国の33庁舎に係るバリアフリーに関する施設の整備状況を調査した結果、さらに改善の余地のあるものを31庁舎(約94%)において209事例把握し、関係行政機関(※)に対し、より一層のバリアフリー化の推進に努めるよう通知。

※津地方法務局、三重労働局、三重社会保険事務局、三重運輸支局、該当税務署

改善措置状況

関係行政機関から一層のバリアフリー化の推進に努めていくとの回答があったほか、具体的改善が求められる209事例については、27事例が既に改善され、26事例が平成18年度内に改善する予定となっている。残りのものについては、平成19年度に予算要求を行うなど改善に努めるとしている。

(既に改善された例)

- ・手すり付床置き式小便器が設置されていないもの
- ・階段の踏面の端部とその周囲の部分の色が同一であることから境目が容易に識別しにくいもの
- ・傾斜路表面と傾斜路上下の平面の色が同一であることから両面が容易に識別しにくいもの

(平成18年度内に改善予定の例)

- ・車いす使用者用駐車施設の区画の幅員が基準を満たしていないもの
- ・出入口から受付等まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの

2 バリアフリー関係施設の維持管理と運用

通知事項

国の34庁舎におけるバリアフリー関係施設の維持管理・運用状況を調査した結果、改善の余地のあるものや配慮が十分とはいえないものを20庁舎(約59%)において29事例把握し、関係行政機関(※1)に対し、適正な維持管理とハートビル法(※2)等の趣旨を職員等により深く理解させるよう通知。

※1津地方法務局、三重労働局、三重社会保険事務局、三重運輸支局、該当税務署

※2ハートビル法は平成18年12月20日バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に引き継がれた。

改善措置状況

関係行政機関から、①バリアフリー関係施設は定期的に庁舎を巡回するなどして適正な維持管理を行う、②同施設はバリアフリー新法等の趣旨を職員に対し周知し適正に運用する、との回答があったほか、具体的改善や十分な配慮を求めた29事例については、26事例が既に改善され、2事例が平成18年度内に、残りの1事例は同19年度以降に予算措置を講じて改善する予定としている。

(既に改善された例)

- ・身体障害者用施設を表す表示等が経年劣化等で見えにくくなっているもの
- ・視覚障害者誘導用ブロックの上に障害物がかかり通行の妨げとなっているもの
- ・エレベーター内の押しボタンの点字表示に誤りがあるもの

(平成18年度内に改善予定の例)

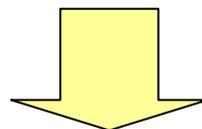
- ・視覚障害者誘導用ブロックで案内している呼び出しボタンに点字表示がないもの
- ・インターフォンが自動販売機の陰になり視認しにくいもの

3 窓口職員の応接

通知事項

窓口業務に従事している34機関を調査した結果、19機関(約56%)において、政府の障害者施策推進本部がバリアフリー化の観点からサービス向上を推進するために策定した「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を活用していない状況がみられ、関係行政機関(※)に対し、窓口職員に同マニュアルを活用するよう通知。

※三重労働局、三重社会保険事務局、三重運輸支局



改善措置状況

関係行政機関から同マニュアルを活用して、職員に対しサービス向上について周知徹底を図ったとの回答があった。